

Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
 旧年中は大変お世話になり、
 ありがとうございました。
 本年度も、社員一同、
 皆様のお力になれるよう頑張ってお参ります。
 ご愛顧の程よろしくお願ひいたします。



CONTENTS

新年のご挨拶	P.1
平成22年度税制改正大綱	P.2
確定申告の準備はお早めに	P.2
消費税のしくみを勉強 してみましよう	P.3
2010年に懸念される 国内景気の2番底リスク	P.4
社会保険庁廃止！ 日本年金機構設立へ	P.5
1月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
編集後記	P.6

一昨年末から始まった不況で、何かと明るいニュースが少ない昨今ですが、そうした状況下においても、自分自身の心の持ち方ひとつで、幸せにも不幸にもなるのではないのでしょうか。

「幸せは与えられるものではなく、見付けるものである」と最近読んだ本のフレーズにありましたが、日常当たり前のことも、失ってはじめて気付く幸せがあります。日頃から、さまざまなことに大いに感謝し、謙虚に暮らしていきたいと思ひます。

アメリカ初代大統領のジョージ・ワシントンの妻の言葉を引用すると、幸福というのは、私たちがこの世に生まれてきてよかったな、生きてきた価値があったな、と感じられることである。

これは生まれつきの境遇などまったく関係ないことであり、むしろ幸福感においては逆なことも多い。例えば、高貴な家に生まれた人が皆幸せかというと、そうではなく、いつも不満な人となるかもしれません。

人が生まれてきたことの喜びを、最も感じるのは、自分の力で苦労を乗り越え、達成感を感じたときだと思ひます。

最初から恵まれた立場にある人は、そうした達成感を体験することもないだろうし、心の中がいつも不満だらけであれば、どんなに端から幸せにみえても、本人は幸せを感じることはないでしょう。

だから幸福になるために一番良い方法は、自分の心のありようをよくしていくことである。常に気概と情熱を持って、明るく前向きに、他人への思いやりと感謝の心を持っていることが大切なのではないでしょうか。

平成22年が皆様にとってある1年となりますことを祈念しております。

私たちの幸福のほとんどは、
その境遇にあるのではなく、
心のありようで決まるのだ。

マーサ・ワシントン (ジョージ・ワシントンの妻)

世界の名言100 (総合法令刊)



なお、年初の営業は、1月5日(火)からとなっております。よろしくお願い申し上げます。

平成22年度 税制改正大綱が公表！

12月22日、与党の平成22年度税制改正大綱が公表されました。民主党として初めての税制改革を盛り込んだものですが、「控除から手当てへ」という理念のもと、子供手当創設や高校授業料無償化にあわせて扶養控除の一部を廃止や圧縮したこと、ガソリン税の暫定税率の実質維持などの項目が盛り込まれています。



主な項目について、下記に列挙しますが、正式に国会で決定後に詳しく報告させて頂く予定です。

- <家計> 所得税、住民税の一般扶養控除の一部廃止
15歳以下の「年少部分」の控除は廃止。子供手当を支給し、負担減。23～69歳の成年部分は存続。
- 所得税、住民税の特定扶養控除を減額(16～18歳のみ)
所得税は63万円を38万円にし、高校無償化により、差引負担減。
- 住宅取得時の贈与税非課税枠を拡大
現行500万円を1500万円に拡大。年収2000万円の所得制限あり。
- 自動車重量税の軽減
自家用車の場合、0.5トンあたり1300円安くなる。現行のエコカー減税は維持。
- たばこ増税
来年10月から小売価格を1本あたり5円値上げ。1箱20本入りの価格は400円に。
- <企業> 新興国進出の企業負担を軽減
タックスヘイブン税制の対象となる法人税の基準を25%から20%へ
- 企業のグループ経営を後押し
グループ企業間の取引にかかる税負担を調整
- 研究開発減税を継続
時限立法のため期限切れ予定の部分について2年延長
- <検討中> 地球温暖化対策税の導入
11年度実施に向けて県庁
- 納税者番号制度の導入
10年度中に結論。政府税制調査会にプロジェクトチーム設置。
- 給付つき税額控除の導入
消費税増税時の低所得者の負担軽減
- 中小企業の法人税軽減税率の引下げ
法人税の課税対象の拡大と合わせて検討

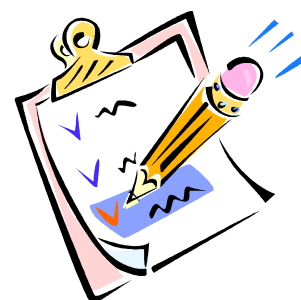


確定申告の準備はお早めに！

平成21年度の確定申告が近づいてきました。確定申告をされる方は、お早めにご準備をお願いします。昨年度に当事務所にて申告させていただいた方には、個別に各担当者からご連絡させていただきますが、新規にご希望の方については、早めにお知らせください。

<確定申告が必要な方>

- 事業所得や不動産所得がある方
- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与を受けている方で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けている方
- 土地や建物を売却された方
- 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます)



< 確定申告をすると税金がもどる方 >

医療費控除

病院や薬局等で医療費を10万円以上支払われた方(所得が少ない人は、所得の5%以上)は、医療費控除を受ける事ができます。病院等の領収証、電車で病院に行かれた場合は、日付・病院名等を記入したメモをご用意ください。

雑損控除

災害や盗難によって住宅や家財に損害を受けた場合や、それによってやむをえない支出をした場合は、雑損控除を受けることができます。盗難の場合はその事実が分かる書類(被害届等)、災害による支出は領収証をご用意ください。

住宅取得金控除

21年度中に自宅を新築、購入または増改築をした方で、20年度中に居住した方が、新築、購入または増改築をするために借入を行った場合は、住宅取得金控除を受けることができます。(2年目からは、年末調整可能)

必要書類・・・建築請負契約書(売買契約書)、領収書、借入金の残高証明書(専用書式)住民票、登記簿謄本

消費税のしくみを勉強してみましょう！

～ 非課税取引について ～

消費税は、原則として国内において行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物を課税の対象にするということは前回学習しました。

これらの中には、消費に対して負担を求める消費税としての性格から、本来課税の対象とすることになじまないもの、あるいは社会政策上課税することが不適当なものがあり、こういった取引については消費税を課さないというのが、非課税規定を設けている理由です。



非課税取引については限定列举されており、課税対象取引のうち、非課税取引に該当しないものについては課税取引となり消費税が課税されることになるのです。(下記参照)

ちなみに、昭和62年の国会に提案されながら廃案になった売上税では51項目も非課税としていて、落語が課税で歌舞伎が非課税というような話があったようにバランスにも問題があると言われていました。その売上税のときの反省に立って、消費税については消費全般に広く薄く負担を求めるということから非課税取引を極力制限したと言われています。

非課税となる国内取引

- 1 . 土地等の譲渡・貸付け
- 2 . 有価証券等(株式、社債、貸付金、売掛金など)の譲渡
- 3 . 利子に対価とする資産の貸付け等
- 4 . 郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等(商品券・図書券など)の譲渡
- 5 . 登記等、公文書の交付等、国際郵便為替等に係る手数料を対価とする役務の提供
- 6 . 社会保険医療等に係る資産の譲渡等
- 7 . 社会福祉事業に係る資産の譲渡等
- 8 . 助産に係る資産の譲渡等
- 9 . 埋葬料・火葬料を対価とする役務の提供
- 10 . 身体障害者用物品の譲渡等
- 11 . 一定の学校における授業料等の教育に係る役務の提供
- 12 . 教科用図書の譲渡
- 13 . 住宅の貸付

非課税となる外国貨物

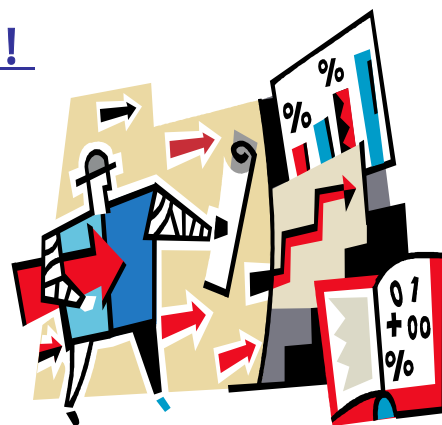
- 1 . 有価証券等
- 2 . 郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等
- 3 . 身体障害者用物品
- 4 . 教科用図書



2010年に懸念される国内景気の2番底リスク！

現状において、日本経済が緩やかに回復している、というのが大方の認識です。しかしこのまま順調な回復が続くのかという、依然として雇用悪化やデフレなどの下振れ要因があるので2010年前半頃には景気の停滞感が強まり、2番底になるのでは、という懸念が高まっています。10月2日発表された日銀の「経済・物価情勢の展望」では、2010年度初めの経済成長率がマイナスになる可能性も含め、景気が踊り場を迎える見通しを明らかにしています。

そこで、今回は現状の日本経済と今後の景気回復における下振れリスクについて考えてみましょう。



雇用情勢の悪化

リーマンショック以後、世界経済の同時不況突入に危機感を持った企業は猛烈なスピードでリストラを敢行しました。非正規社員を中心に雇用調整が進み、失業率が7月には5.7%と過去最悪の数字となりましたが、総務省が12月25日発表した11月の完全失業率は5.2%と前月比0.1ポイント改善したものの、失業率の水準はなお過去最悪圏にあり、非製造業や中小企業で特に高くなっています。

また企業は来年春の新卒採用を前年の8割程度まで絞り込む方向で、就職先のない大卒、高卒者があふれる懸念もあり、このような国内の雇用情勢を総合的に考えると、来年末には失業者が6%強に達するという野村証券金融経済研究所の見方も現実味を帯びてきます。

強まるデフレリスク

11月の全国消費者物価指数(生鮮食品除く)CPIは前年比-1.7%と、9ヵ月連続のマイナスとなった。原油価格が前年比で下落していることに加え、国内需給の悪化を受け食料品や衣類の値段が下がっていることが影響しました。デフレは供給に比べ、需要が不足しているため物価が下落して起きる現象ですが、国内の需給ギャップ(実際の需要から潜在的供給力を引いたもの)は、GDP比でマイナス7.8%で年40兆円の需要が足りないといわれています。

需給ギャップの主因は雇用者報酬の低下によると思われるのですが、リーマンショック後の景気後退で09年4~6月期の賃金下落率は前年同期比4.7%で、前回のデフレのピークとなった02年7~9月期の3.9%を上回っています。

GDPギャップ-4%がデフレの分岐点とされ、大和総研予測ではCPIがゼロ付近まで回復する時期は2016年半ばとしており、日銀も09年度から3年間は物価が下落すると予想しています。

持続する円高・ドル安傾向

短期から長期的な傾向にシフトしつつある円高・ドル安は、世界的景気回復が進み金融市場が安定化したため、金融機能低下に備えた基軸通貨ドルに対する需要が低下したことや、米国の財政悪化に加え、日米金利差の逆転・縮小現象は今後も米国の超低金利政策の継続により解消されないという投機筋の思惑からもたらされています。

さらに藤井財務担当大臣の円高容認発言も加わり、10月上旬に一旦は88円まで円高が進みましたが、そこで底打ちし、92円まで反発しました。当然のことながら円高は、輸出に依存する上場企業の業績を低減するため、国内景気回復を下振れさせる火種となります。今後の為替動向については、米国景気の先行き不透明感から景気回復過程の中であって、超緩和的な金融・財政政策が当面は継続するとの見方が強いので、米国金利は2010年にかけて低下傾向にあると思われます。従って、円高・ドル安傾向が進みやすい経済環境にあるといえます。

民主党政権下での景気対策

自民党政権で実行された景気刺激策効果の息切れにより、自動車や家電などの耐久消費財の売れ行きが失速し、景気全体を押し下げる懸念が高まっています。

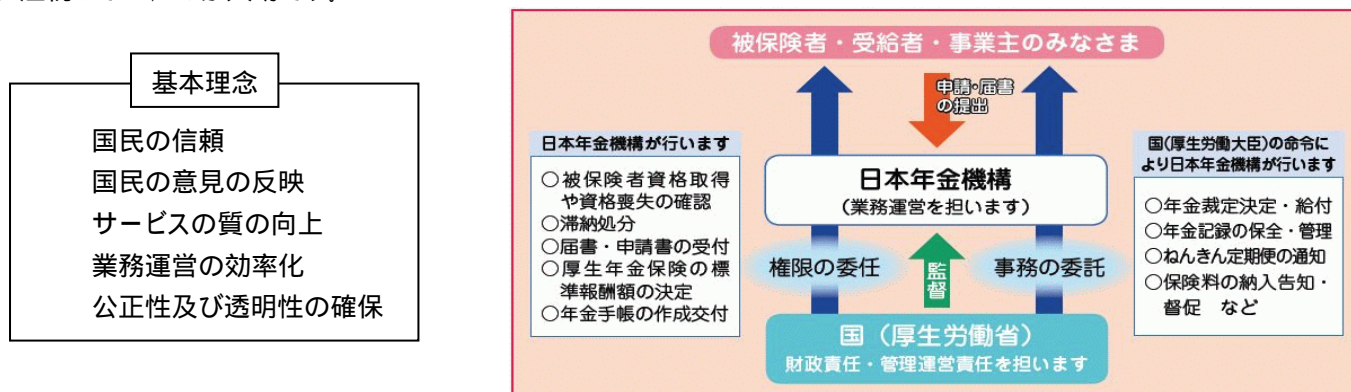
一方、民主党がマニフェストに掲げた政策である「子育て支援」、「農家の戸別所得補償」、「高速道路無料化」等の政策実行は2010年の前半より遅れて開始されたため、これらの政策は中長期的には内需拡大への寄与が期待できるものの、短期的には景気回復へ寄与しないことも誤算といえます。つまり、足元ですでに景気回復の踊り場にさしかかっており、新政権下で行われている公共投資の削減などで懸念される景気停滞、さらには2番底リスクの発生を回避するための有効な処方箋が現時点では存在していないように思われます。



社会保険庁廃止！ 日本年金機構設立へ！

社会保険庁は平成22年1月に廃止され、新たに日本年金機構が発足します。

この日本年金機構は、日本年金機構法第2条第1項に示された以下の5つの基本理念に基づき、効率的かつ効果的な事業運営を行うこととされています。この設立による具体的な成果はこれからですが、私たちの大切な年金がきちんと守られるように注視していくことが大切です。



なお、この発足により、加入者の皆様に不都合が生じることはありませんので、ご案内させていただきます。

現在ある社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続き利用することができます。また、「年金事務所」の所在地に変更はありません。

これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義で案内されていた各種の関係書類は、今後、内容により、厚生労働省または、日本年金機構の名義で案内されます。この件に関して、手続きをしていただくことは一切ありません。

日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継ぎ行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。

1月度の税務スケジュール

内 容	期 限
12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 1月12日(火) 年2回納付の特例適用者は1月20日(水)
11月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税	申告期限 } 納 期 限 } 2月1日(月)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	
5月決算法人の中間申告(半期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税	
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人の3月ごとの中間申告 消費税・地方消費税	
消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告 消費税・地方消費税 (9月決算法人は2ヶ月分)	
支払調書の提出	
固定資産税の償却資産に関する申告	
給与支払報告書の提出	
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	

今月の名言録

～ 壁を突破する ～

成功した人としなかった人の差は、紙一重です。
成功しなかったからといって、決していい加減な人ばかりではありません。成功した人と同様にまじめで熱意を持ち、努力された方もいます。

それなのに、成功する人と失敗する人がいる。世の中不公平だと思われるかもしれません。しかし両者の間には、紙一重ですが、超えがたい大きな隔りがあります。

それは、不成功者には粘りがないのです。うまくいかなかったときにすぐあきらめてしまうのです。つまり、努力はするのですが、それは人並みの努力にとどまり、壁に行き当たると、体裁のいい理由をつけ、自分を慰め、断念してしまうのです。

まず、無理だと考えられていることでも粘りに粘ってやりぬき、成功させることです。自分の中の固定化された常識を壊してみることです。「自分はここまでだ」という頑固な固定観念が、成功へ至る一線を越えることを妨げているのです。

壁を乗り越えたいという自負と自信が、その人を強く粘りのある人間にかえていきます。そして、この粘りがさらなる成功へと導いていくのです。

(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所)



編集後記

新年、明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になり、ありがとうございました。本年もよろしくお願い致します。

さて、新年を迎えたということで新年の誓いや今年の目標を、立てられた方も多いと思います。私はと言うと毎年、年の初めに「今年こそは……」とってしまうことがあります。それは年賀状です……。

いつも年賀状を出すのがギリギリになってしまい、新年のご挨拶が遅くなってしまいます。そのため、ここ何年かケイタイメールも利用しています。最近ではケイタイメールで、新年の挨拶をする人が増えてるそうですが、皆様は年賀状派ですか？それともメール派ですか？

2010年も、皆様にとって
幸多き年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。

(杉浦 美香)



事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階
TEL: 052 - 331 - 0135
052 - 331 - 0145
FAX: 052 - 331 - 0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美



大津通
「中京大学文化市民
会館北」交差点から
すぐです

